ヨナハ訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和７年５月１日現在

１．サービスの目的

ヨナハ丘の上病院訪問リハビリテーション（以下「ヨナハ訪問リハビリ」）は、利用者に対し、介護保険法等・関係法のもとに利用者の尊厳の保持を重視し、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

２．ヨナハ訪問リハビリが提供するサービスについての相談窓口

時間　　午前8:30～午後5:30
連絡先　ヨナハ丘の上病院 訪問リハビリ　　（電話）　0594-41-2461
　　（ＦＡＸ）　0594-41-2462
担当　　理学療法士：出口　雅浩

３．ヨナハ訪問リハビリの概要

（１）事業所概要とサービス提供地域

事業所名	社会医療法人尚徳会 ヨナハ丘の上病院　訪問リハビリテーション
所在地	桑名市さくらの丘１番地
管理者	須藤 啓広
介護保険指定番	三重県 2410105130
サービスを提供する地域	桑名市、川越町、朝日町、東員町、木曽岬町、四日市市（ただし片道 15Km 以内） ＊上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）職員体制

職種	員数	
管理者	１名	常勤医師
理学療法士、作業療法士。言語聴覚士	１名以上	

（３）営業日・営業時間

通常時間帯　　月曜日～土曜日　　午前 8:30～午後 5:30 迄
　　日・祝日、年末年始 12/30～1/3 休業

＊ ご利用の方の訪問回数・時間・スケジュールは、病状に合わせて、ご本人やご家族及び契約されている居宅介護支援事業者と相談の上決めさせていただきます。

４．対象者

介護保険制度で要支援、要介護の認定を受けた方

５．サービス内容

・自宅内やその周囲での評価（日常生活の過ごし方など）
・環境評価・調整（住宅改修や福祉用具導入のアドバイス）
・家庭での日常生活動作・基本動作の維持・改善（起き上がり、立ち上がり、トイレ、入浴、更衣、食事、移動（移乗）、調理、ゴミ出し、屋外歩行など）
・廃用症候群（寝たきりや運動を制限された状態が続いた時に起こる様々な心身に生じる弊害）の予防･改善
・食べる・飲み込む能力（嚥下機能）の維持・改善
・ことばの訓練（発声・発音能力の向上）
・食事指導（食形態、食事姿勢、介助法など）
・本人や家族への自主訓練指導
・地域社会参加・交流の手助け（車やバスの昇降訓練など）
・介護者の介護負担を軽減する為のアドバイス
・介護に関する相談
・関係する他職種との連携

６．個別サービス計画等

（ア）当事業所は、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため、または要介護状態の予防のために、目標を設定しリハビリテーションの計画を作成し、これに従ってサービスを提供します。

（イ）当事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、主治医や居宅介護支援事業者と相談の上、変更を検討いたします。

７．サービス提供の記録等

（ア）サービスを提供した際には、「訪問実施記録」等の書面に記録します。

（イ）当事業所は、「訪問リハビリテーションに係る記録書」を作成後５年間は、これを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

８．利用料金など

（１）利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合の額は､介護報酬告示上の額としその額の法令等で定められた負担割合とする（下記料金表を参照)。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

	(20 分)	(40 分)	(60 分)
訪問リハビリ１	308 単位	616 単位	924 単位
予防訪問リハビリ１	298 単位	596 単位	894 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位	12 単位	18 単位

＊　予防訪問リハビリ１の利用が１年を超え､算定要件を満たさない場合は、20 分あたり 30 単位減算されます。

さらに場合により、以下の諸加算が付加されます。

＊　リハビリテーションマネジメント加算(ロ)　　213 単位/月
＊　短期集中リハビリテーション実施加算　　200 単位/日
　　退院(退所)日又は認定日から３ヵ月以内で、週２回以上訪問リハビリを

受けた場合に加算されます。

＊　認知症短期集中リハビリテーション実施加算　　240 単位/日

退院(退所)日又は訪問開始日から３ヵ月以内で、週２回以上訪問リハビリを受けた場合に加算されます。(介護予防を除く)

＊　退院時共同指導加算(退院時１回を限度)　　600 単位/日

退院前カンファレンスに参加し、在宅での必要な指導を共同して行った場合に加算されます。

注）なお「地域区分」により若干調整されますのでご了承ください。

（２）キャンセル料

利用者様の都合により、当日予定していたサービスの利用を連絡なく中止する場合は、キャンセル料 3,000 円 が発生します（実費負担となります)。

※前日の午後５時までにご連絡ください。

（３）交通費

前記３の（１）のサービスを提供する地域内にお住まいの方は無料です。

※それ以外の地域の方は、上記地域を超えた片道距離１Km につき 50 円の交通費が必要です（実費負担となります)。

（４）料金のお支払い方法

Ａ　銀行口座自動引き落とし

百五銀行・桑名三重信用金庫（前月利用分を 20 日に引き落とし）

上記以外の金融機関（前月利用分を 27 日に引き落とし）

＊引き落とし日が土日祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。

＊登録が完了するまでの間は現金集金させていただきます。

＊銀行届印が不確実な場合は銀行へ確認してからの提出をお願いします。

Ｂ　現金払い（前月利用料を翌月 10 日前後に１回払いで）

Ｃ　銀行振込み（期日までに利用者の方がお振込み願います）

９．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、当事業所にお電話でも結構ですのでご相談ください。主治医にご相談いただいても結構です。

＊　居宅介護サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）利用期間

サービスは、介護保険上の受給資格者であれば、初回利用時の契約書提出をもって繰り返しサービスの利用をできるものとします。

利用期間は、基本的に最大６ヶ月間と致します。利用者の状態や事業所の状況を加味しサービス継続の可否を検討いたします。

（３）サービスの終了

（ア）　利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

（イ）　当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに通知させていただきます。

（ウ） 自動終了

以下の場合は通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・利用者が介護保険施設等へ入所をされた場合
・利用者が長期入院となった場合

（エ） その他

利用者がサービスの利用料金を遅延し、催告にも応じて頂けない場合や、利用者やご家族などが従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

１０．緊急時の対応方法

現にサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変などが生じた場合には、速やかに主治医等への連絡を行います。

１１．災害発生時の対応

（１）災害発生時のサービス提供は行いません。

（２）サービス提供時に災害が発生した場合は、最寄りの避難所までの誘導を試みます。

１２，業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じます。

（２）従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１３，衛生管理等について

すべての従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

① 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１４，虐待の防止について

（１）当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のための次に掲げる措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その

結果について従業員に周知徹底を図っています。

② 虐待防止のための指針を整備しています。

③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

④ 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

（２）サービスの提供中に、従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

１５，身体拘束の禁止について

利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１６，ハラスメントについて

当事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

１７．サービスの内容に関する苦情・相談

（１）当事業所の苦情相談窓口

サービスについて苦情・相談を承ります。

・担当：出口　雅浩
　連絡先：ヨナハ丘の上病院訪問リハビリ内　（電話）　0594-41-2461
　（ＦＡＸ）　0594-41-2462

・ヨナハ丘の上病院事務局　（電話）　0594-41-4781
　（ＦＡＸ）　0594-25-0478

法人の第三者委員会も設置しております。ご相談の際は社会医療法人尚徳会の事務局を通じて連絡を取らせて頂きます。

（２）その他

当事業所以外に、市町村窓口に苦情を伝えることができます。

・桑名市役所　桑名市保健福祉部介護高齢課　（電話）0594-24-1489
・三重県国民健康保険団体連合会　（電話）059-228-9151
・三重県福祉サービス運営適正化委員会　（電話）059-224-8111

１８．損害賠償

当事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

１９．秘密保持

（１）当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても第

三者に漏らすことは致しません。

（２）前項の規定にかかわらず、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報提供することがあります。

２０．その他

（１）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

１．療法士は、年金の管理、金銭の賃借など金銭の取り扱いはできません。

２．療法士は、介護保険制度上、利用者の身体機能の維持または回復のためサービスを行うこととされています。それ以外の業務（看護業務（医療処置など）、介護業務（食事・掃除など））をすることはできませんのでご了承ください。

３．療法士に対する贈り物や飲食等のもてなしは、これを辞退させていただきます。